

○ 関西広域連合連携協議会運営要綱

(平成 29 年 5 月 30 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、関西広域連合連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 協議会に座長を置き、議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。

2 座長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員（以下「委員」という。）がその職務を行う。

(招集)

第3条 協議会は、必要があると認めるときに、座長が招集する。

(職務代行)

第4条 委員に事故があるときは、座長の承認を得て、その所属する会派の議員がその職務を代行する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。